

つくば市入札制度運用方針

1 基本方針

地方公共団体における調達には、その財源が税金によつて賄われるものであるため、より良いもの（品質の確保）、より安いもの（経済性）を調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得る。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められている。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

また、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められている。

こうした点を踏まえ、地元企業の受注機会の確保・育成等の観点も含めて、入札要件等を設定するものとする。また、設定に当たっては、円滑な事務事業の執行を図るため、入札不調等を極力回避できるよう努めるものとする。

2 入札の実施要件

(1) 一般競争入札の公告期間

一般競争入札の公告期間については、必要な見積期間を確保した上で入札案件の内容等によって必要な期間を設定するものとする。

(2) 応札可能業者数

ア 当該入札において、地域要件等の入札条件を設定する場合、その設定を満たす入札参加資格登録者数（以下「応札可能業者数」という。）は、競争性の観点から少なくとも20者程度となるように設定するものとする。ただし、発注業務内容、業者登録状況、地元企業の受注機会の確保・育成及び入札不調の回避等から、つくば市入札審査委員会において必要があると認められる場合には、応札可能業者数を増減することができる。

イ 当該入札における入札条件で、応札可能業者数が競争性を確保する数に満たないと認められるときは、数を満たすと認められる入札条件（地域要件等）に設定するものとする。

(3) 最低制限価格の適用

適正な契約の履行を確保するため、次に掲げる契約の一般競争入札においては、最低制限価格を設けるものとする。この場合には、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。なお、最低制限価格は、最低制限基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて算出された額とする。

ア 予定価格（税込み）が1億円未満の工事請負契約

イ 測量業務及び建設コンサルタント等業務の委託契約

ウ 除草業務、樹木維持管理業務、施設管理業務及び清掃業務の委託契約

(4) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、経済性及び調達品質の確保等を図るため、予定価格（税込み）が1億円以上の工事請負契約の競争入札、又は総合評価落札方式による工事請負契約の入札において適用する。この場合には、失格基準価格を下回る価格で入札した者、及び予定価格を上回る価格で入札した者を失格とし、予定価格以下の価格で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者、又は調査基準価格未満の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち低価格の入札をした者の順番に契約の相手方として適当か否かを調査し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、当該入札者を落札候補者とせず、次に低い価格で入札した者を落札候補者とする。

(5) 予定価格の公表

予定価格の公表については、次のとおりとする。ただし、入札審査委員会の承認を得たときは、この限りでない。

ア 事前公表をするもの

（ア）予定価格（税込み）が1億円未満の工事請負契約

（イ）測量業務及び建設コンサルタント等業務の委託契約

（ウ）役務（印刷請負を含む。）

イ 事後公表をするもの

(ア) 予定価格（税込み）が1億円以上の工事請負契約

(イ) 物品の売買契約及び賃貸借契約

(6) 総合評価方式による一般競争入札

公共工事の品質確保等を図るため、入札者の施工能力、地域性等の評価と入札価格とを総合的に評価することが妥当であると認められる案件のうちから、特別簡易型総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

(7) 共同企業体（JV）による入札

技術的特性及び工事特性等がある案件においては、必要に応じて共同企業体による入札を行うものとする。

また、地元企業の育成を図るため、個別案件ごとに必要に応じて、単体及び共同企業体の混合入札方式により共同企業体の入札参加を認めるものとする。この場合、共同企業体のうち1つ以上の構成員が応札しようとする案件の入札要件を満たしているものとする。

(8) 事後審査型一般競争入札

一般競争入札においては、迅速な入札の執行を図るため、事後審査型によりを行うものとする。

事後審査型は、入札者の参加資格審査を入札前ではなく、入札後に行うものであり、当該入札の落札候補者のみの参加資格審査を行い、適格であればその者を落札者と決定し、仮にその者が参加資格要件に不適格であれば無効とし、次順位者の参加資格審査を同様に行うものとする。

3 入札の参加要件

入札の参加要件は、入札を執行するに当たり、具体的な応札者等の条件を定めることによつて、基本方針に則った入札の実施を目指すものである。

(1) 地域要件

地域要件の設定は、地域経済活性化の観点から、案件ごとに地域要件を設定するものとする。

なお、地域要件を定める場合の地域は、市内本店、準市内、県内とし、市内本店とは、つくば市内に主たる営業所（本店）を置き継続して2年以上経過している者、準市内とは、つくば市内に従業員が常勤する営業所等を置き継続して2年以上経過している者、県内とは、茨城県内に従業員が常勤する営業所等を置く者をいう。

(2) 落札件数の制限

事業者の受注機会の均等化等を図るため、落札件数の制限を行う。入札の公告日及び発注種別（建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務）が同一の入札において、落札候補者となれるのは、1者当たり2件（建設工事は1者当たり1件）に制限する。ただし、物品・役務においては、最低制限価格を設けたものに限る。

(3) 手持ち工事件数の制限

事業者間の受注の均衡等を図るため、建設工事の入札にあつては、手持ち工事件数の制限を行う。入札に参加できる者は、入札に参加しようとする建設工事の公告日における手持ち工事（つくば市と競争入札の方法により請負契約を締結した建設工事で完成検査が完了していないものをいう。）の数が2件までの者とする。

(4) つくば市建設業者褒賞要綱に基づく褒賞を受けた者への優遇措置

ア 優良工事建設業者褒賞を受けた者に対しては、褒賞を受けた日以後最初の公告日から1年間、前記(3)の手持ち工事件数の制限において「2件」とあるのを「3件」と読み替えて適用する。

イ 総合評価方式による一般競争入札においては、評価の対象とする期間を定めた上で、優良工事建設業者褒賞の受賞回数により評価する項目を設けることができるものとする。

ウ 特別褒賞を受けた者は、特別褒賞を受けた日以後最初の公告日から1年間、5の入札参加基準点（ランク）設定における当該者が参加可能な予定価格の範囲に加え、直近上の予定価格の範囲（当該者が参加可能な予定価格の範囲よりも上の予定価格の範囲がない場合にあっては、直近下の予定価格の範囲）にも参加できるものとする。

エ 特別褒賞を受けた者に対しては、特別褒賞を受けた日から1年を経過するまでの間に契約した建設工事について、つくば市工事等検査規程に基づく、中間技術検査を免除することができるものとする（ただし、低入札価格調査を経て契約に至った案件を除く。）。

4 不調対策

(1) 1者入札（1者しか応札者がいない入札）についても、入札不調対策及び行政サービスの低下など総合的な観点から成立とする。また、同様の観点から入札の公告に当たっては、原則として再度入札の設定を付するものとする。

- (2) 入札不調の場合は、速やかに再度入札を行うか、又は入札条件及び設計等を変更の上、再公告して入札を行うものとする。
- (3) 再度入札では、最低制限価格を下回る入札者又は失格基準価格を下回る入札者を再度入札の応札可能者とする。また、再度入札を行うこととなった入札の予定価格が事後公表の場合には、予定価格を上回る入札者を加えて応札可能者とする。ただし、予定価格が事前公表の場合には、予定価格を上回る入札者を応札可能者としない。
- (4) 再度入札は、再度入札の応札可能者数が複数ある場合に限り行うものとする。

5 入札参加基準点（ランク）設定

(1) 建設工事

工事の種類	予定価格（税込み）の範囲とランク設定					備考
土木一式工事	200万円超 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 7000万円未満	7000万円以上	技術的特性及び工事特性（難易度、現場条件）等があると認められる場合は、必要に応じて個別の入札案件ごとに、実績要件等を付すこと及び左表以外のランクを設定することができる。
	650点未満 (Bの一部・C)	700点未満 (B・C)	650点以上 800点未満 (Aの一部・Bの一部)	700点以上 (A)	800点以上 (Aの一部)	
建築一式工事及び管工事	200万円超 2000万円未満		2000万円以上 5000万円未満		5000万円以上	
	700点未満 (B・C)		600点以上 (A・B)		700点以上 (A)	
電気工事	200万円超 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満		3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上	
	750点未満 (Aの一部・B・C)	600点以上 (A・B)		650点以上 (A・Bの一部)	700点以上 (A)	
上記以外の建設工事	200万円超 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上 5000万円未満		5000万円以上	
	600点未満 (C)	700点未満 (B・C)	600点以上 (A・B)		700点以上 (A)	

(2) 測量・建設コンサルタント

業務の種類	予定価格（税込み）の範囲とランク設定	備考
測量・建築コンサル・土木コンサル	ランク付け無し	技術的特性等があると認められる場合は、必要に応じて個別の入札案件ごとに実績要件等を付すことができる。
その他（補償関係・地質調査・不動産鑑定・土地家屋調査・司法書士等）	ランク付け無し	

(3) 物品・役務

業務の種類	予定価格（税込み）の範囲とランク設定	備考
除草・樹木維持管理・施設管理・清掃業務	ランク付け無し	業務特性等があると認められる場合は、必要に応じて個別の入札案件ごとに実績要件等を付すことができる。
物品・賃借・売払い	ランク付け無し	
その他	ランク付け無し	

6 入札要件等設定一覧表

	予定価格(税込み)の範囲区分等	地域要件	競争性の確保	落札件数制限	手持ち件数制限	最低制限価格設定	低入札制度導入	予定価格公表		備考
								事前	事後	
建設工事	200万円超 1億円未満	地域経済活性化の観点から案件ごとに設定	応札可能業者数 20者程度	原則1件まで	原則2件まで (注)	適用	—	適用	—	(注)優良工事建設業者褒賞の受賞者は、原則3件まで。 (褒賞の日以後最初の公告日から1年間)
	1億円以上					—	適用	—	適用	
・地域要件を定める場合は、市内本店、準市内、県内とする。(市内本店及び準市内については、営業所等を置き継続して2年以上経過している者とする。)										
測量・建設コンサルタント	予定価格区分設定なし	地域経済活性化の観点から案件ごとに設定	応札可能業者数 20者程度	原則2件まで	なし	適用	—	適用	—	
	・地域要件を定める場合は、市内本店、準市内、県内とする。(市内本店及び準市内については、営業所等を置き継続して2年以上経過している者とする。)									
物品・役務	除草・樹木維持管理	地域経済活性化の観点から案件ごとに設定	応札可能業者数 20者程度	原則2件まで	なし	適用	—	適用	—	
	施設管理・清掃業務					適用	—	適用	—	
	物品・賃借・売払い			なし		—	—	—	適用	
	その他役務・印刷					—	—	適用	—	
	・地域要件を定める場合は、市内本店、準市内、県内とする。(市内本店及び準市内については、営業所等を置き継続して2年以上経過している者とする。)									

7 その他

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタントの入札に参加する者は、予定価格の範囲に関わらず、法令等により社会保険等へ加入義務のある者は、社会保険等へ加入していることとする。ただし、社会保険等への加入義務がない者についても、加入するよう努めるものとする。
- (2) 下請負契約又は資材調達をするときは、つくば市に本店のある業者を活用するよう努めるものとする。
- (3) 地方公共団体の調達は、技術的な進展や地域の経済、行政ニーズの変化等に対応しながら調達していく必要がある。従って、入札制度運用方針は、常に検証をしながら改善に努めるものとする。
- (4) この運用方針に定めるもののほか、新たに必要が生じた場合は、実証的な運用を図り検証した上で定めるものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この入札制度運用方針は、平成30年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 見直し後の運用方針は、この適用の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用するものとし、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の運用方針による。

附 則

(適用期日)

- 1 この入札制度運用方針は、令和4年3月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改定後の運用方針は、この適用の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用するものとし、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の運用方針による。

(適用期日)

- 1 この入札制度運用方針は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改定後の運用方針は、この適用の日以後の契約する入札案件から適用するものとし、同日前に契約する入札案件については、なお従前の運用方針による。

(適用期日)

- 1 この入札制度運用方針は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改定後の運用方針は、この適用の日以後に事業を執行する入札案件から適用するものとし、同日前に事業を執行する入札案件については、なお従前の運用方針による。